

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、放課後における児童の健全な育成を図るため、市内で放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）として民間放課後児童クラブを実施する者に対し、予算の範囲内において、川越市民間放課後児童クラブ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号の全ての要件を満たす事業者とする。

(1) 川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第88号。以下「基準条例」という。）に規定する事項及び別表第1の基準を満たしていること。

(2) 市に児童福祉法第34条の8第2項の規定による届出があること。

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2右欄に定める経費とする。

2 補助金の額は、別表第2中欄に定める基準額と同表右欄に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（これらの額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(事前協議)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の9月末日までに、市と協議の上、事前協議書（様式第1

号)を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による事前協議書の提出は、規則第4条第1項の補助金等の交付の申請をしたものとみなさない。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎年度4月10日までとする。
- 3 規則第4条第2項第2号に掲げる事項を記載した書類は、添付することを要しない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(申請額の変更)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後に、対象となる児童等の人数又は指導員数の変更等により、申請額を変更する必要がある場合は、川越市民間放課後児童クラブ事業補助金変更交付申請書(様式第4号)を当該年度の1月10日までに提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更賃金改善計画書(変更する場合のみ)
- (3) 変更収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、補助金の額の変更を決定したときは、当該変更を申請した者に川越市民間放課後児童クラブ事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(交付の方法)

第8条 補助金は、概算払により交付するものとする。なお、交付の時期は、交付決定通知書にて定めるものとする。

(状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等の遂行状況について毎月当月分を翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 賃金改善実績報告書（実施した場合のみ）
- (3) 収支実績報告書
- (4) 利用児童数実績表
- (5) 従事者名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

(報告書の提出期限等)

第11条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止及び事業年度の終了の場合を含む。）後30日以内とする。

(確定通知書の様式)

第12条 規則第14条第1項に規定する補助金額の確定の通知は、様式第7号によるものとする。

(検査)

第13条 市長は、補助金に係る予算執行の適正化を図るため、補助事業者に対し帳簿等の関係書類又は物件若しくは施設を検査することができる。

(補助金交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、様式第8号により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽等不正な手段により補助金の交付を受けようとしたとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関して、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し期限を定めて返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第12条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を整備し、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月25日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条第1項の規定は、令和6年度以後に補助金の交付を受けようとする者について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月30日部長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象児童	川越市内に在住かつ川越市内の小学校に就学する児童であつて、その保護者が就労等により、昼間家庭が常時留守になっている児童
利用児童数	支援の単位を構成する児童の数が20人以上
開所日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く日
開所時間	学校授業日：1日当たり6時間以上かつ午後7時を超える時間まで 学校授業の休業日：1日当たり11時間以上（午前7時から午後9時までを目安とする）
一の支援の単位	おおむね40人以下
放課後児童支援員の数	支援の単位毎に2人以上（そのうち1人を除き、補助員に代えることができる。）の配置が必要
放課後児童支援員の資格要件	基準条例第10条第3項の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了した者
補助員の資格要件	次の各号に該当する者が望ましい ・子育て支援経験者 ・その他児童の遊びや生活に関わる経験者
専用区画の面積	児童一人につきおおむね1.65㎡以上
施設・設備	衛生及び安全が確保された設備を備え、児童の遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていること。
緊急時対応	事故やケガの防止に取り組み、発生時の対応に関するマニュアルを作成していること。
非常災害時対応	災害等の発生に備えたマニュアルを作成していること。

別表第2（第3条関係）

補助区分	基準額	補助対象経費
<p>1 放課後児童健全育成事業</p>	<p>①基準条例どおり放課後児童支援員（常勤職員（法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事していること）に限る。）を2名以上配置した場合</p> <p>1 年間開所日数 250 日以上の民間放課後児童クラブ</p> <p>(1) 基本額（1 支援の単位当たり年額）</p> <p>ア 構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位 6,939,000 円－（36 人－支援の単位を構成する児童の数）×27,000 円</p> <p>イ 構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位 6,939,000 円</p> <p>ウ 構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位 6,939,000 円－（支援の単位を構成する児童の数－45 人）×85,000 円</p> <p>エ 構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位 4,740,000 円</p> <p>(2) 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額） （年間開所日数－250 日）×28,000 円（1 日 8 時間以上開所する場合）</p> <p>(3) 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）</p> <p>ア 平日分（18 時半を超えて開所する場合） 「18 時半を超える時間」の年間平均時間数×720,000 円</p> <p>イ 長期休暇等分（1 日 8 時間を超えて開所する場合） 「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間×324,000 円</p> <p>②基準条例どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合</p> <p>1 年間開所日数 250 日以上の民間放課後児童クラブ</p> <p>(1) 基本額（1 支援の単位当たり年額）</p> <p>ア 構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位 5,117,000 円－（36 人－支援の単位を構成する児童の数）×27,000 円</p> <p>イ 構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位 5,117,000 円</p> <p>ウ 構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位 5,117,000 円－（支援の単位を構成する児童の数－45 人）×85,000 円</p> <p>エ 構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位 2,917,000 円</p> <p>(2) 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額）</p>	<p>放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（人件費、旅費、需用費、役務費、備品購入費等）</p> <p>ただし、飲食物費、施設整備費（建物の新設・改修等）及び補助区分 2・3 に係る経費を除く。</p>

	<p>(年間開所日数－250日) × 21,000円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>(3) 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額)</p> <p>ア 平日分 (18時半を超えて開所する場合) 「18時半を超える時間」の年間平均時間数 × 449,000円</p> <p>イ 長期休暇等分 (1日8時間を超えて開所する場合) 「1日8時間を超える時間」の年間平均時間 × 202,000円</p>	
2 送迎支援事業	<p>2 放課後児童健全育成事業を学校敷地外で実施し、授業終了後の学校から本事業を行う場所までの送迎を行う民間放課後児童クラブ (1支援の単位当たり年額)</p> <p style="text-align: right;">581,000円</p>	送迎支援事業の実施に必要な経費 (車両に係る燃料費等)
3 放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	<p>3 放課後児童支援員等に対する3%程度 (月額9,000円相当) の賃金改善を行う民間放課後児童クラブ (支援の単位ごとに次により算出された額の合計額)</p> <p style="text-align: center;">11,000円 × 賃金改善対象者数 × 事業実施月数</p> <p>※ 「放課後児童健全育成事業」の実施について (令和5年4月12日付け成環第5号こども家庭庁成育局長通知) 別紙の放課後児童健全育成事業実施要綱別添13に掲げる放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善) の要件を満たすものとする。</p>	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善) の実施に必要な経費

備考

- この表において「構成する児童の数」とは、補助対象期間中の毎月初日において在籍している対象児童の数を平均したものをいう。
- 補助区分1・2について、事業実施月数 (1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。) が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) とする。
- この表において「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員 (施設で定めた勤務時間 (所定労働時間) の全てを勤務すること。ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している場合も含む。) 数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数 (常勤換算) を加えたものをいう。当該年度において、賃金改善が行われている

又は賃金改善を行う見込みの職員数により算出すること。

ただし、新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。

なお、補助基準単価には、当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含んでいる。

- 4 補助区分2・3について、事業を実施するために必要な経費を保護者から徴収してはならない。

様式第1号（第4条関係）

年度 川越市民間放課後児童クラブ事業補助金に係る事前協議書

年 月 日

申請者
所在地
名称
代表者名

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第4条の規定に基づき、事前協議書を提出します。

事業所名 (クラブ名)	支援の 単位を 構成す る児童 数	開設状況								届出 (予定) 年月日	対象経費の 支出予定額	補助基準額	
		年間開所 予定日数 (a)	開所日数 加算対象 日数 (a)-250	平日分		長期休暇等分		送迎 支援	処遇 改善				
				開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数	開所時間	長時間 開所加 算対象 時間数						
①	② 人	③ 日	④ 日	⑤	⑥ 時間	⑦	⑧ 時間	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬ 円	
1				:	~	:		:	~	:			
2					~				~				
3					~				~				
4					~				~				
5					~				~				
合計 (か所)													0

(注1) ①欄は、支援の単位ごとに記入することとし、一つのクラブに複数の支援の単位がある場合は「〇〇クラブA」「〇〇クラブB」等と区分して記載すること。

(注2) ⑤⑦欄は、「平日」と「長期休暇等」における開所時間を記載すること（1分未満切り捨て）。

(注3) ⑥欄は、平日における「18時半を超える時間」の年間平均時間数を記入することとし、小数点第3位を切り捨てること。

(注4) ⑧欄は、長期休暇等における「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数を記入することとし、小数点第3位を切り捨てること。

(注5) ⑨欄は、送迎支援事業の実施の有無を記入すること。

(注6) ⑩欄は、処遇改善事業の実施の有無を記入すること。

(注7) ⑪欄は、届出する（した）年月日を記入すること。

(注8) ⑬欄は、川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付要綱第3条（別表第2）により算出し記入すること。

様式第2号（第5条関係）

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者
所在地
名称
代表者名

下記により、川越市民間放課後児童クラブ事業補助金の交付を受けたいので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

クラブ名	
補助事業等の 目的及び内容	
補助事業の 経費の配分、 使用方法	別紙収支予算書のとおり
補助事業等の 完了予定日	年 月 日
交付を受けよう とする補助金の額	金 円
補助金の算出基礎	川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付要綱に基づく
添付書類	1 事業計画書（別紙1） 2 賃金改善計画書（別紙2）※実施する場合のみ 3 収支予算書（別紙3） 4 従事者名簿（別紙4） 5 児童名簿 6 運営規定 7 事業者概要 8 所在地の案内図及び施設平面図

事業計画書

1 申請者

法人等の名称	
所在地	
代表者氏名	
連絡先	
申請者が営む 主な事業	

2 クラブの概要

名称			
所在地			
連絡先			
支援の単位を 構成する児童数	区分 学年	放課後児童 (補助対象児童)	合計
	小学校 1 年生	人	人
	2 年生	人	人
	3 年生	人	人
	4 年生	人	人
	5 年生	人	人
	6 年生	人	人
	合計	人	人

3 専用区画の面積

m ²	(児童1人あたり)	m ²
----------------	-----------	----------------

4 開所日数

(開所日数の内訳)

日	平日	土曜	日・祝日	長期休業

※長期休業中の土・日・祝日は、それぞれ「土曜」「日・祝日」として記入すること。

5 開所時間

平日	時	分～	時	分まで
土曜	時	分～	時	分まで
日・祝日	時	分～	時	分まで
長期休業	時	分～	時	分まで

6 児童の送迎の有無

- 有 ⇒
- 無

児童の所在確認方法	
送迎支援の詳細	

7 処遇改善実施の有無

- 有 (別紙 2 及び別紙 2 別添を添付) 無

8 補助事業の効果

別紙2

放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） 賃金改善計画書

市町村名： _____

放課後児童クラブ名（支援の単位名）： _____

1. 補助額

① 事業実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
② 補助基準額（令和 年度）	0 円

2. 賃金改善額

令和 年度	
③ 賃金改善見込額	0 円
④ うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善見込額	0 円
⑤ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0 円
⑥ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること	
⑦ 本事業による賃金改善の継続の有無	

※色の付いたセルに記入をお願いいたします。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

放課後児童クラブ名（支援単位名）： _____ 0

代表者名： _____

賃金改善内訳（職員別内訳）

放課後児童クラブ名（支援の単位名）

0

（令和 年度）

NO.	職員名	①職種	②常勤・非常勤の別	③補助単価（月額）	④常勤職員数	非常勤職員数（常勤換算）			⑧賃金改善実施月数	⑨補助基準額 （③×④or⑦×⑧）	⑩賃金改善見込額（令和 年度の総額）			⑬賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増分	⑭1月当たりの平均賃金改善見込額	⑮備考
						⑤1ヶ月当たりの勤務時間数	⑥就業規則等で定めた非常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数	⑦常勤換算値			⑪基本給又は決まって毎月支払う手当	⑫その他				
1				11,000円				0.0時間					0円			
2				11,000円				0.0時間					0円			
3				11,000円				0.0時間					0円			
4				11,000円				0.0時間					0円			
5				11,000円				0.0時間					0円			
6				11,000円				0.0時間					0円			
7				11,000円				0.0時間					0円			
8				11,000円				0.0時間					0円			
9				11,000円				0.0時間					0円			
10				11,000円				0.0時間					0円			
11				11,000円				0.0時間					0円			
12				11,000円				0.0時間					0円			
13				11,000円				0.0時間					0円			
14				11,000円				0.0時間					0円			
15				11,000円				0.0時間					0円			
16				11,000円				0.0時間					0円			
17				11,000円				0.0時間					0円			
18				11,000円				0.0時間					0円			
19				11,000円				0.0時間					0円			
20				11,000円				0.0時間					0円			
21				11,000円				0.0時間					0円			
22				11,000円				0.0時間					0円			
23				11,000円				0.0時間					0円			
24				11,000円				0.0時間					0円			
25				11,000円				0.0時間					0円			
26				11,000円				0.0時間					0円			
27				11,000円				0.0時間					0円			
28				11,000円				0.0時間					0円			
29				11,000円				0.0時間					0円			
30				11,000円				0.0時間					0円			
合計					0.0人			0.0人	0月	0円	0円	0円	0円			

※色の付いたセルについて記入をお願いします。

※放課後児童クラブで勤務する職員のうち、賃金改善を行う者（職種問わず、非常勤を含み、経営に携わる法人の役員を除く。）を記載すること。

※行が足りない場合は適宜追加すること。

収 支 予 算 書

申請者

名 称

代表者名

補助事業等の名称		川越市民間放課後児童クラブ事業補助金	
項 目		予 算 額	内 訳
収 入		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	
支 出		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	
補助金等以外の収入 の負担者、負担額及 び負担方法			
摘 要			

従 事 者 名 簿

申請者
 名 称
 代表者名

民間放課後児童クラブ事業に従事する職員について、下記のとおり報告します。

補助事業等の名称		川越市民間放課後児童クラブ事業補助金				
NO	氏名	生年月日 (西暦)	保有する資格 ・免許等	雇用形態	区分	担当内容
1				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
2				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
3				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
4				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
5				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
6				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
7				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
8				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
9				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
10				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
11				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
12				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
13				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
14				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
15				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
16				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	

開設時間中の放課後児童支援員、補助員の配置状況

放課後児童支援員	人
補助員	人
合計	人

様式第3号（第6条関係）

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付決定通知書

川 第 号
年 月 日

様

川越市長

年 月 日付けで申請のあった川越市民間放課後児童クラブ事業補助金について、下記のとおり決定したので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第7条第1項の規定により通知します。

クラブ名	
交付決定額	金 円
支払方法	年 回払い 支払時期 年 月 円 年 月 円 年 月 円 指定銀行口座振替
交付の条件	1 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。 2 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として（訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第7条関係）

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金変更交付申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者

所在地

名 称

代表者名

度川越市民間放課後児童クラブ事業補助金については、年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたところですが、その後事情変更により、交付額を下記のとおり変更されたく申請します。

クラブ名	
補助金の 変更交付申請額	金 円
補助事業の 既交付決定額	金 円
差引過不足額 (変更交付申請額 －既交付決定額)	金 円
添 付 書 類	1 変更事業計画書（別紙1） 2 変更貸金改善計画書（別紙2）※変更する場合のみ 3 変更収支予算書（別紙3）

変更事業計画書

1 申請者

法人等の名称	
所在地	
代表者氏名	
連絡先	
申請者が営む 主な事業	

2 クラブの概要

名称			
所在地			
連絡先			
支援の単位を 構成する児童数	区分 学年	放課後児童 (補助対象児童)	合計
	小学校 1 年生	人	人
	2 年生	人	人
	3 年生	人	人
	4 年生	人	人
	5 年生	人	人
	6 年生	人	人
	合計	人	人

3 専用区画の面積

m ²	(児童1人あたり)	m ²
----------------	-----------	----------------

4 開所日数

(開所日数の内訳)

日	平日	土曜	日・祝日	長期休業

※長期休業中の土・日・祝日は、それぞれ「土曜」「日・祝日」として記入すること。

5 開所時間

平日	時	分～	時	分まで
土曜	時	分～	時	分まで
日・祝日	時	分～	時	分まで
長期休業	時	分～	時	分まで

6 児童の送迎の有無

- 有 ⇒
- 無

児童の所在確認方法	
送迎支援の詳細	

7 処遇改善実施の有無

- 有 (別紙 2 及び別紙 2 別添を添付) 無

8 補助事業の効果

別紙2

放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） 変更賃金改善計画書

市町村名： _____

放課後児童クラブ名（支援の単位名）： _____

1. 補助額

① 事業実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
② 補助基準額（令和 年度）	0 円

2. 賃金改善額

令和 年度	
③ 賃金改善見込額	0 円
④ うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善見込額	0 円
⑤ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0 円
⑥ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること	
⑦ 本事業による賃金改善の継続の有無	

※色の付いたセルに記入をお願いいたします。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

放課後児童クラブ名（支援単位名）： _____ 0

代表者名： _____

賃金改善内訳（職員別内訳）

放課後児童クラブ名（支援の単位名）

0

（令和 年度）

NO.	職員名	①職種	②常勤・非常勤の別	③補助単価（月額）	④常勤職員数	非常勤職員数（常勤換算）			⑧賃金改善実施月数	⑨補助基準額 （③×④or⑦×⑧）	⑩賃金改善見込額（令和 年度の総額）		⑬賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増分	⑭1月当たりの平均賃金改善見込額	⑮備考
						⑤1ヶ月当たりの勤務時間数	⑥就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数	⑦常勤換算値			⑪基本給又は決まって毎月支払う手当	⑫その他			
1				11,000円				0.0時間				0円			
2				11,000円				0.0時間				0円			
3				11,000円				0.0時間				0円			
4				11,000円				0.0時間				0円			
5				11,000円				0.0時間				0円			
6				11,000円				0.0時間				0円			
7				11,000円				0.0時間				0円			
8				11,000円				0.0時間				0円			
9				11,000円				0.0時間				0円			
10				11,000円				0.0時間				0円			
11				11,000円				0.0時間				0円			
12				11,000円				0.0時間				0円			
13				11,000円				0.0時間				0円			
14				11,000円				0.0時間				0円			
15				11,000円				0.0時間				0円			
16				11,000円				0.0時間				0円			
17				11,000円				0.0時間				0円			
18				11,000円				0.0時間				0円			
19				11,000円				0.0時間				0円			
20				11,000円				0.0時間				0円			
21				11,000円				0.0時間				0円			
22				11,000円				0.0時間				0円			
23				11,000円				0.0時間				0円			
24				11,000円				0.0時間				0円			
25				11,000円				0.0時間				0円			
26				11,000円				0.0時間				0円			
27				11,000円				0.0時間				0円			
28				11,000円				0.0時間				0円			
29				11,000円				0.0時間				0円			
30				11,000円				0.0時間				0円			
合計					0.0人			0.0人	0月	0円	0円	0円	0円		

※色の付いたセルについて記入をお願いします。

※放課後児童クラブで勤務する職員のうち、賃金改善を行う者（職種問わず、非常勤を含み、経営に携わる法人の役員を除く。）を記載すること。

※行が足りない場合は適宜追加すること。

変更収支予算書

申請者

名称

代表者名

補助事業等の名称		川越市民間放課後児童クラブ事業補助金	
項目		予算額	内 訳
収 入		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合計	円	
支 出		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合計	円	
補助金等以外の収入の負担者、負担額及び負担方法			
摘要			

様式第5号（第7条関係）

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金変更交付決定通知書

川 第 号
年 月 日

様

川越市長

年 月 日付で 第 号で交付決定した川越市民間放課後児童クラブ事業補助金について、年 月 日付けの変更交付申請に基づき決定内容の一部を下記のとおり変更することに決定したので、通知します。

クラブ名	
変更交付決定額	金 円
支払方法	年 回払い 支払時期 年 月 円 年 月 円 年 月 円 指定銀行口座振替
交付の条件	1 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。 2 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として（訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（この裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第6号（第10条関係）

川越市民間放課後児童クラブ事業実績報告書

年 月 日

(提出先)
川越市長

申請者

所在地

名 称

代表者名

年 月 日付川 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
川越市民間放課後児童クラブ事業の 年度における実績について、川越市補
助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて、下記
のとおり報告します。

クラブ名	
補助金交付決定額	金 円
補助金の 既交付額	金 円
補助事業の 実施時期	年 月 日から 年 月 日までの 年間
添 付 書 類	1 事業実績報告書（別紙1） 2 貸金改善実績報告書（別紙2）※実施した場合のみ 3 収支実績報告書（別紙3） 4 利用児童数実績表（別紙4） 5 従事者名簿（別紙5）

事業実績報告書

申請者
名称
代表者名

民間放課後児童クラブ事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

補助事業等の名称		川越市民間放課後児童クラブ事業補助金		
月	開設日数 (日)	利用実人数 (人)	利用延人数 (人)	備考
4	日	人	人	
5	日	人	人	
6	日	人	人	
7	日	人	人	
8	日	人	人	
9	日	人	人	
10	日	人	人	
11	日	人	人	
12	日	人	人	
1	日	人	人	
2	日	人	人	
3	日	人	人	
合計	日	人	人	

別紙2

放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善） 賃金改善実績報告書

市町村名： _____

放課後児童クラブ名（支援の単位名）： _____

1. 補助額

① 事業実施期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
② 補助基準額（令和 年度）	0 円

2. 賃金改善額

令和 年度	
③ 賃金改善額	0 円
④ うち、基本給又は決まって毎月支払う手当による賃金改善額	0 円
⑤ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0 円
⑥ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知していること	
⑦ 本事業による賃金改善の継続の有無	

※色の付いたセルについて記入をお願いいたします。

※賃金改善前後の賃金を定める規定等、必要な書類を添付すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

放課後児童クラブ名（支援単位名）： _____ 0

代表者名： _____

賃金改善内訳（職員別内訳）

放課後児童クラブ名（支援の単位名）

0

（令和 年度）

NO.	職員名	①職種	②常勤・非常勤の別	③補助単価（月額）	④常勤職員数	非常勤職員数（常勤換算）			⑧賃金改善実施月数	⑨補助基準額 （③×④or⑦×⑧）	⑩賃金改善額（令和 年度の総額）			⑬賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担分の増分	⑭1月当たりの平均賃金改善額	⑮備考
						⑤1ヶ月当たりの勤務時間数	⑥就業規則等で定めた非常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数	⑦常勤換算値			⑪基本給又は決まって毎月支払う手当	⑫その他				
1				11,000円				0.0時間								
2				11,000円				0.0時間								
3				11,000円				0.0時間								
4				11,000円				0.0時間								
5				11,000円				0.0時間								
6				11,000円				0.0時間								
7				11,000円				0.0時間								
8				11,000円				0.0時間								
9				11,000円				0.0時間								
10				11,000円				0.0時間								
11				11,000円				0.0時間								
12				11,000円				0.0時間								
13				11,000円				0.0時間								
14				11,000円				0.0時間								
15				11,000円				0.0時間								
16				11,000円				0.0時間								
17				11,000円				0.0時間								
18				11,000円				0.0時間								
19				11,000円				0.0時間								
20				11,000円				0.0時間								
21				11,000円				0.0時間								
22				11,000円				0.0時間								
23				11,000円				0.0時間								
24				11,000円				0.0時間								
25				11,000円				0.0時間								
26				11,000円				0.0時間								
27				11,000円				0.0時間								
28				11,000円				0.0時間								
29				11,000円				0.0時間								
30				11,000円				0.0時間								
合計					0.0人			0.0人	0月	0円	0円	0円	0円			

※色の付いたセルについて記入をお願いします。

※放課後児童クラブで勤務する職員のうち、賃金改善を行う者（職種問わず、非常勤を含み、経営に携わる法人の役員を除く。）を記載すること。

※行が足りない場合は適宜追加すること。

収 支 実 績 報 告 書

申請者

名 称

代表者名

補助事業等の名称		川越市民間放課後児童クラブ事業補助金	
項 目		決 算 額	内 訳
収 入		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	
支 出		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	合 計	円	
補助金等以外の収入 の負担者、負担額及 び負担方法			
摘 要			

従 事 者 名 簿

申請者
名 称
代表者名

民間放課後児童クラブ事業に従事する職員について、下記のとおり報告します。

補助事業等の名称		川越市民間放課後児童クラブ事業補助金				
NO	氏名	生年月日 (西暦)	保有する資格 ・免許等	雇用形態	区分	担当内容
1				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
2				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
3				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
4				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
5				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
6				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
7				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
8				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
9				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
10				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
11				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
12				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
13				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
14				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
15				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	
16				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	<input type="checkbox"/> 放課後児童支援員 <input type="checkbox"/> 補助員	

開設時間中の放課後児童支援員、補助員の配置状況

放課後児童支援員	人
補助員	人
合計	人

様式第7号（第12条関係）

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付額確定通知書

川 第 号
年 月 日

様

川越市長

年 月 日付け川 第 号で交付決定した川越市民間放課後児童クラブ事業補助金については、年 月 日付け実施報告書に基づき、交付額を次のとおり確定しましたので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第14条第1項の規定により通知します。

クラブ名	
確定額	金 円
既交付額	金 円
確定額－既交付額 (返還すべき金額)	金 円
返還理由	

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として（訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（この裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第8号（第14条関係）

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付取消通知書

川 第 号
年 月 日

様

川越市長

川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、
交付決定を取り消します。

クラブ名	
通知番号	年 月 日 第 号
取り消しの理由	

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として（訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（この裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。